

【別紙】補助事業における直接人件費の計算に係る実施細則（健保等級ルール）

5 G等通信環境を活用した実証事業補助金（以下、「補助事業」という。）に係る人件費の算出方法を以下のとおり定めて運用する。

事務の効率化や計算事務の煩瑣性の排除といった観点から、健康保険等級を使用した人件費の計算に係る必要な事項を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

なお、本実施細則で規定する等級単価一覧表は、毎年4月1日をもって見直すこととする。

1 直接人件費の積算における原則

補助事業における人件費は、次項に規定する方法により算定した人件費単価（円／時間）に、補助事業に直接従事した時間数（以下、「補助事業従事時間」という。）を乗じて算出する。

補助事業従事時間は、別途定める「業務従事日誌」により証明されるものであって、事業者毎に定められた就業規則等に照らして適正と認められる範囲とする。

2 直接人件費単価の計算方法

(1) 人件費単価の算定方法

本事業における人件費の算出基礎となる人件費単価の算定については、原則として人件費単価一覧表に基づく等級単価を適用することとし、以下のとおり取り扱う。

雇用関係	給与	等級単価の適用	人件費単価
健保等級適用者 (A)	全て	適用される	賞与回数に応じた等級単価一覧表の区分を選択し、該当する「健保等級」に対応する時間単価を適用
健保等級適用者以外の者 (B)	年俸制 月給制	適用される	月給額を算出し、等級単価一覧表の「月給額範囲」に対応する時間単価を適用
	日給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別に日給額を所定労働時間で除して算出した単価（一円未満切捨て）を適用
	時給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別の時給額を適用

人件費単価一覧表の具体的な適用は、以下のとおりとする。

次の各号に定める分類に応じ、当該各号に定める方法により計算した金額を人件費単価とする。

① 健保等級適用者（A）

次の各要件の全てを満たす者の人件費単価については、健保等級により該当する等級単価を使用する。

- 健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づき、当該補助事業に従事する者。ただし、役員及び日額又は時給での雇用契約者においては、健保等級適用者以外の者として取り扱う。
- 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。

健保等級適用者に適用する人件費単価は、賞与回数に応じて該当する等級単価一覧表の区分を使用する。

- 賞与が通常支給されない者、又は通常年4回以上支給される者
→ 等級単価一覧表のA区分を適用
- 賞与が年1～3回まで支給されている者
→ 等級単価一覧表のB区分を適用

※ 健保等級の適用にあたっては、当該事業の開始時に適用されている等級に基づく人件費単価を使用することとし、当該事業期間中において2等級以上変更になる場合には新しい健保等級に基づく人件費単価を改定月より適用する。

② 健保等級適用者以外の者（B）

健保等級適用者以外の者の人件費単価については、その給与形態に応じて、以下の区分により取り扱う。この取扱いにおいて等級単価一覧表を適用する場合は、それぞれの年収（当該従事者に対する年間支給実績額の合計）等を基礎として、等級単価一覧表「年額範囲額」により該当する等級単価を適用する。

区 分	
年俸制	給与が年額で定められている者については、年額を12月で除した額を月給額とし、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する人件費単価
月給制	給与が月額で定められている者については、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する人件費単価
日給制	給与が日額で定められている者については、等級単価一覧表によらず、日額を約束された就業時間で除した金額。ただし、1日単位で事業に従事している場合には、当該日額をもって1日当たりの人件費単価とすることができる
時給制	給与が時給で定められている者については、当該時給をもって人件費単価とする

(2) 健保等級適用者以外の者の取扱細則

(2)－1 等級単価を適用する者

前項(1)②の区分中、年俸制及び月給制の者に係る月給範囲額の算定については、以下のとおり取り扱う。

① 算定に含む金額（健康保険の報酬月額算定に準ずる）

基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休業手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬の内給与相当額など金銭で支給されるもの。

なお、賞与については、支給回数に関わらず、この算定に含む。後記④参照。

② 算定に含まない金額

解雇予告手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病気見舞金、年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、家賃、地代、預金利子、株主配当金、大入袋、出張旅費、役員報酬（給与相当額を除く）など。

③ 通勤手当の取扱

年俸制又は月給制適用者の通勤手当に含まれる消費税及び地方消費税額（以下、「消費税」という。）については除外しない。なお、月給制適用者の通勤手当は1ヶ月あたりの額とする。

④ 賞与の取扱

(ア) 補助事業期間内に支給される賞与を加算することができる。なお、補助事業期間対象分の賞与を補助事業期間終了日の翌月末日までに支給することが確定している場合を含む。

(イ) 年俸制又は月給制適用者の加算の方法として、給与明細や給与証明の確認による賞与については、上期（4月～9月）又は下期（10月～3月）の期間内にそれぞれ支給されることが確定している額を各期間の月額に加算できる。この場合において年俸制適用者は、月額に換算して適用する。また、出向契約書等に明示され、かつ、支給されることが確定している賞与については、上期、下期又は年間に対応した額を加算できる。

- ・ 年額に加算できる賞与の額：年間賞与（年間賞与の合計額が確定している場合）

- ・ 月額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月（1円未満切捨て）
- (ウ) 出向契約書等において、補助事業従事期間と賞与対象期間が対応して支給されることが明確な場合は、その月数を前記の除数「6月」に換えることができる。

(2)ー2 等級単価を適用しない者

健保等級適用者以外の者のうち、日額制及び時給制適用者については、等級単価一覧表（別表）の人件費単価を適用せず、雇用契約書や給与規程等により規定されている日額及び時間単価による個別単価を原則適用する。

① 通勤手当の取扱

日額及び時給制適用者に係る通勤手当については、当該適用者の雇用契約書等に定められた日額又は時給単価から算定される人件費とは別に支給されること並びにその内容（金額等）が明示されている場合に限り、以下のとおり計上することができる。

①ー1 専従補助員の場合

雇用契約書等に明示された内容から算定される1日あたりの通勤手当から消費税及び地方消費税相当額を除外した額（以下、「通勤単価」という。）に従事日数を乗じて得た額を個別単価にて別途積算した人件費に加算する。

<積算例>

$$\begin{aligned} & \text{個別単価} \times \text{従事時間数} + \text{通勤単価} \times \text{従事日数} \\ & \text{個別単価（日額）} \times \text{従事日数} + \text{通勤単価} \times \text{従事日数} \end{aligned}$$

①ー2 非専従補助員の場合

通勤単価を所定の労働時間で除して得た額を、雇用契約書等に基づいて定められる個別単価に加算して得た金額に従事時間を乗じて人件費を算出する。

<積算例>

$$(\text{個別単価} + \text{通勤単価} \div \text{所定労働時間}) \times \text{従事時間数}$$

※ 従事時間及び従事日数とは、それぞれ補助事業業務に直接従事した時間数又は日数。

② 賞与の取扱

前記(2)ー1. ④(ア)及び(ウ)について同様の扱いとするほか、以下にて取り扱う。

日額又は時給に加算できる明確な賞与とは、給与明細又は出向契約書等に賞与として額が明示され、支給されることが確定している場合をいう。

- ・ 日額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月÷21日（1円未満切捨て）
- ・ 時給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月÷21日÷所定就業時間（1円未満切捨て）

(3) 等級単価一覧表の適用方法

健保等級適用者及び健保等級適用者以外の者のうち等級単価を適用する者について、等級単価一覧表（別表）に適用する等級又は給与の基準額は以下の方法により決定する。

- ① 当該月に適用される健保等級又は当該月に支給された給与に基づき算定された労健保等級を適用する。
- ② 健保等級の変更（定時決定や随時改定による）又は給与に改定があった場合は、その改定月から改定後の健保等級又は給与により算出した人件費単価を適用する。
 - (a) 定時決定は、被保険者標準報酬決定通知書の適用年月を適用する。
 - (b) 随時改定は、被保険者標準報酬改定通知書の改正年月を適用する。

(4) 人件費単価の証明

前記(3)①及び②の健保等級又は給与については、健保等級証明書又は給与証明書により、その実績を当該事業者の給与担当課長等に証明させるものとする。（証明書の日付は補助事業期間の最終日～実績報告書

の提出日までの間の日付とする。)ただし、給与明細、出向契約書などにより給与が確認できる場合、当該証明書の提出は不要とする。

人件費の確定に当たっては、次の書類等を活用して照合を行うこととする。

- ・ 健保等級適用者については健保等級証明書（被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、被保険者標準報酬月額保険料額表及び給与明細）。
- ・ 健保等級適用者以外の者は、給与証明書（給与明細、従事者毎の雇用に関する契約書）
- ・ 給与台帳、業務従事日誌、就業規則、就業カレンダー、タイムカード、出勤簿等。

(5) 人件費上限額

- ① 出向契約書、派遣契約書において、出向者、派遣労働者の人件費の上限が規定されている場合には、その額を上限額とする。ただし、出向者については、その上限額が出向元から得ている給与支給額を上回る場合には、出向者が得ている給与支給額を上限額とする。これを確認するために出向元の給与証明が必要となる。
- ② 人件費を算出する場合の人件費単価は、健保等級単価表に記載された等級単価を上限とする。

(別表)

人件費単価一覧表（令和4年度適用）

健保等級	① 健保等級適用者		② 健保等級適用者以外（年俸制・月給制）			
	人件費単価（円／時間）		月給範囲額			人件費単価 （円／時間）
	A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1回 ～3回	以上	～	未満	
1	350	470		～	83,790	470
2	410	550	83,790	～	97,090	550
3	480	630	97,090	～	110,390	630
4	540	720	110,390	～	123,690	720
5	600	800	123,690	～	134,330	800
6	640	850	134,330	～	142,310	850
7	670	900	142,310	～	151,620	900
8	720	960	151,620	～	162,260	960
9	770	1,030	162,260	～	172,900	1,030
10	820	1,090	172,900	～	183,540	1,090
11	870	1,160	183,540	～	194,180	1,160
12	920	1,230	194,180	～	206,150	1,230
13	980	1,310	206,150	～	219,450	1,310
14	1,040	1,390	219,450	～	232,750	1,390
15	1,110	1,470	232,750	～	246,060	1,470
16	1,170	1,550	246,060	～	259,350	1,550
17	1,230	1,640	259,350	～	279,300	1,640
18	1,350	1,800	279,300	～	305,900	1,800
19	1,480	1,960	305,900	～	332,500	1,960
20	1,600	2,130	332,500	～	359,100	2,130
21	1,720	2,290	359,100	～	385,700	2,290
22	1,850	2,460	385,700	～	412,300	2,460
23	1,970	2,620	412,300	～	438,900	2,620
24	2,090	2,780	438,900	～	465,500	2,780
25	2,220	2,950	465,500	～	492,100	2,950
26	2,340	3,110	492,100	～	525,350	3,110
27	2,520	3,360	525,350	～	565,250	3,360
28	2,710	3,610	565,250	～	605,150	3,610
29	2,890	3,850	605,150	～	645,050	3,850
30	3,080	4,100	645,050	～	684,950	4,100
31	3,260	4,340	684,950	～	724,850	4,340
32	3,450	4,590	724,850	～	764,750	4,590
33	3,630	4,840	764,750	～	804,650	4,840
34	3,820	5,080	804,650	～	844,550	5,080
35	4,000	5,330	844,550	～	884,450	5,330
36	4,190	5,570	884,450	～	924,350	5,570
37	4,380	5,820	924,350	～	970,900	5,820
38	4,620	6,150	970,900	～	1,024,100	6,150
39	4,870	6,480	1,024,100	～	1,077,300	6,480
40	5,120	6,800	1,077,300	～	1,137,150	6,800
41	5,420	7,220	1,137,150	～	1,203,650	7,220
42	5,730	7,630	1,203,650	～	1,270,150	7,630
43	6,040	8,040	1,270,150	～	1,336,650	8,040
44	6,350	8,450	1,336,650	～	1,403,150	8,450
45	6,720	8,940	1,403,150	～	1,482,950	8,940
46	7,090	9,430	1,482,950	～	1,562,750	9,430
47	7,460	9,920	1,562,750	～	1,642,550	9,920
48	7,830	10,420	1,642,550	～	1,722,350	10,420
49	8,200	10,910	1,722,350	～	1,802,150	10,910
50	8,570	11,400	1,802,150	～		11,400